

手数料の返還について

採用決定者が勤務開始後、下記期間内に本人の責による解雇または自己都合により退職した場合、契約書の通り支払われた紹介料を返還致します。

但し、会社都合による一方的な解雇及び労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合は返還しないものとします。

- ・3ヶ月未満で退職した場合、紹介料の{3ヶ月－就業月数/3}を返還いたします。
- ・3ヶ月以上就業した場合は返還しないものとします。

紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。